

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から同年9月まで  
年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和53年3月から同年9月までの国民年金保険料が未納となっていた。母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと思う。  
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親は、申立期間を含め、国民年金に任意加入して以降、60歳に到達するまでの期間の保険料（付加保険料を含む。）を全て納付している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の直後の任意加入者の被保険者資格取得日が昭和53年8月3日であることから、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのはこれ以前であると考えられ、この時点において納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和 51 年 3 月に会社を退職した後、しばらくしてから、自分が国民年金の強制加入対象者であることを知り、52 年 4 月頃に加入手続を行った。その際、未納期間が 1 年 1 か月あったが遡って納められると聞き、51 年 3 月分と昭和 51 年度分の 2 枚の納付書により一括して納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は申立期間直後の 3 か年度分の保険料をそれぞれ前納していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行った後、51 年 3 月及び申立期間の保険料を 2 枚の納付書により一括して納付したと主張しているところ、前述の特殊台帳により、同年 3 月の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、この時点において納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

年金事務所の総合調査により、A社が平成 20 年から 23 年までに届け出た算定基礎届に係る標準報酬月額が間違っていることが判明した。保険料納付の時効を経過している申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 3 月に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、A社に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 12 万 6,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万円とされているが、申立人は、申立期間について、11 万 8,000 円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

年金事務所の総合調査により、A社が平成 20 年から 23 年までに届け出た算定基礎届に係る標準報酬月額が間違っていることが判明した。保険料納付の時効を経過している申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 11 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 3 月に 11 万円から 12 万 6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（12 万 6,000 円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11 万円）となっている。

しかしながら、A社に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間について、11 万 8,000 円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

年金事務所の総合調査により、A社が平成 20 年から 23 年までに届け出た算定基礎届に係る標準報酬月額が間違っていることが判明した。保険料納付の時効を経過している申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 3 月に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、A社に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。



なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 14 万 2,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（12 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

年金事務所の総合調査により、A社が平成 20 年から 23 年までに届け出た算定基礎届に係る標準報酬月額が間違っていることが判明した。保険料納付の時効を経過している申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 3 月に 12 万 6,000 円から 14 万 2,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（14 万 2,000 円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12 万 6,000 円）となっている。

しかしながら、A社に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。昭和 56 年 12 月頃、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていた。

このため、申立期間の国民年金への加入及び保険料納付の事実が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 12 月頃、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている被保険者の 20 歳到達日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは平成 4 年\* 月以降であると考えられる上、申立人の所持する年金手帳により、申立人は直前の厚生年金保険被保険者資格喪失後の 3 年 8 月 27 日付けで初めて国民年金被保険者となっていることが確認できることから、申立期間については国民年金に未加入であり保険料を納付することはできず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、仮に申立人の主張どおり、昭和 56 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行ったとした場合、申立人の国民年金手帳記号については、当時の A 市区町村を管轄する B 社会保険事務所（当時）において払い出される「\*」となるべきであるが、申立人に払い出されている番号は、60 年 3 月に開設した C 社会保険事務所（当時）において払い出される「\*」である。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料について、市区町村立小学校で納付したと主張しているが、A市区町村に確認したところ、当該小学校では保険料の収納業務を行っていなかったとの回答を得ている。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで  
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。

申立期間当時、私は学生だったため、母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと聞いている。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、同制度の導入に伴い、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

また、オンライン記録により、申立人には平成10年7月7日に国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において申立人には未納期間があったことが認められるところ、申立人には申立期間以外に国民年金被保険者期間は存在しないため、当該納付書は申立期間に係るものであると考えられる上、申立人の母親は、申立期間の保険料について、申立人が学生であった時に納付したと主張していることから、当該納付書により過年度納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 52 年 6 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和 49 年 7 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、49 年 7 月頃に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料についても父親が納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和 49 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料についてもその父親が納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている任意加入者の被保険者資格取得日が 54 年 6 月 4 日であることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのはこれ以降であると考えられ、この時点において、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、当該納付の時点において、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかつたことが考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかつたことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 茨城厚生年金 事案 1962

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月3日から40年10月22日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていた。  
しかし、脱退手当金を請求する時点で、会社から脱退手当金についての説明は無く、将来の年金受給額に影響することを知らずに受給してしまったので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金の受給を認めており、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したことは明らかである。

また、A社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年1月14日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然な点は無く、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないものと認める余地は無い。

なお、申立人は、脱退手当金の受給を認めながら、脱退手当金の請求手続時に事業所から詳しい説明が無かったことを不服として記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、受給したことを認めながら、記録の訂正を認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1963

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 6 月 10 日から 12 年 9 月 20 日まで  
② 平成 12 年 11 月 1 日から 15 年 12 月 26 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 10 年 6 月 10 日から 12 年 9 月 20 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 15 年 12 月 26 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

いずれの期間も確かにB職として勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないが、当時の従業員によれば、申立人は正社員ではなかったとのことなので、厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨、及び厚生年金保険に未加入の非正社員の給与は日払いであり、当人の1日の売上の半分をその日のうちに支給しており、保険料を控除することはない旨の回答が得られている上、給与が日払いであったことについては申立人も認めている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち6人は、オンライン記録上、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していないことから、同社においては必ずしも従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1964 (事案 133 及び 1599 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 12 月 16 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 12 月 16 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることについて、受給した記憶は無いとする私の申立てが認められなかった。  
申立期間当時、厚生年金保険からの脱退を勧誘していた同僚等の名前が分かるので、もう一度調べてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、事業主による代理請求の慣行があったものと推測できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 28 日付け及び 23 年 7 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険からの脱退の勧誘をしていたとする同僚等、新たに 4 人の名前を挙げたが、そのうち連絡先の判明した 3 人に照会したところ、1 人 (厚生年金保険からの脱退を勧誘していたとする同僚) から回答が得られ、当時、A 社においては脱退手当金の代理請求が行われていた旨、同社から従業員に脱退手当金についての説明があり、受給するかどうかを選択させていた旨、及び社会保険事務については担当部署があり、自分は勧誘など行っていなかった旨の証言が得られた。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。